

大学と損害保険 ⑨

～大学教職員の基礎知識としての《保険のはなし》～

有限会社国大協サービス 事業部次長 藤井昌雄

賠償責任保険のポイント③

前回、前々回と賠償責任保険のポイントをご説明しましたが、賠償責任保険についてはなかなか奥が深いので、今回も引き続き留意点についてご説明します。

賠償責任保険と傷害保険

第7回の連載で、一般的な賠償責任保険は、身体障害事故や財物損壊事故における賠償責任を補償するもので、身体障害の概念は、いわゆる「ケガ」とほぼ同じ概念だが、疾病を発病させる場合を含む、とご説明しました。

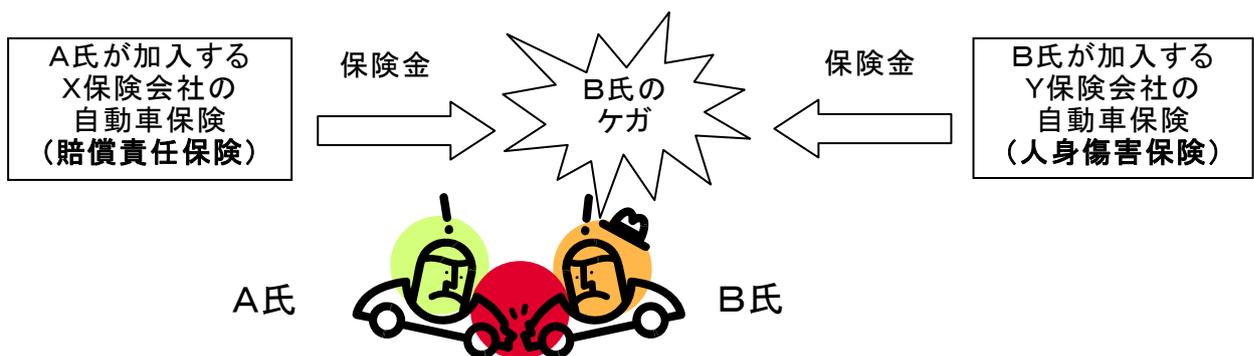
「ケガ」の補償と言えば、まず思い浮かぶのが傷害保険です。傷害保険は、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害に対して保険金を支払います。厳密には我々が日常使っている「ケガ」よりもやや広い内容を指しますが、ここではイコールと考えて話を進めます。

つまり、「ケガ」は、賠償責任保険、傷害保険のどちらも補償対象であるということです。

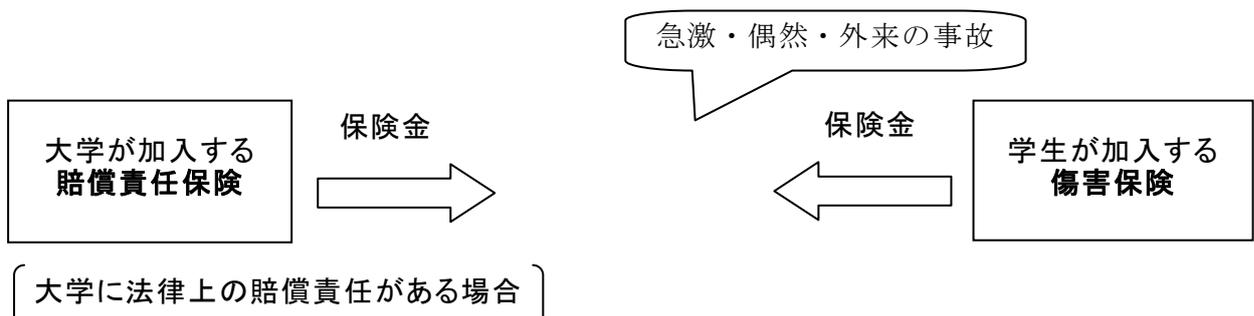
それでは、両方の保険から保険金をもらうことができるのでしょうか？

答えは・・・Yesです。

損害保険会社の保険金支払い漏れが問題になりましたが、その中に自動車保険の人身傷害保険が支払われなかったケースが多数含まれていました。相手からの賠償で自分が加入する保険の人身傷害保険の請求を忘れてしまう、保険会社も異なるためチェックが効かない、というものです。



大学で起こる学生の傷害事故の場合も、大学が加入する賠償責任保険と学生が加入する傷害保険のどちらの保険からも保険金が支払われます。



学生が加入する傷害保険としては、正課中や大学行事中等の傷害事故を補償する「学生教育研究災害傷害保険」(「学研災」)があります。詳細は次回以降の連載でご説明しますが、大学で学生の傷害事故が発生した場合、大学に賠償責任が発生すれば、大学が加入する賠償責任保険と学研災の両者から、賠償責任が発生しなければ学研災のみから保険金が支払われることとなります。

大学の賠償責任と個人の賠償責任

大学における学生の傷害事故で大学に賠償責任が発生するのは、大きく、①施設に瑕疵があった、②大学や教職員に過失や安全配慮義務違反があった、の二つの場合が考えられます。

②で教職員に過失や安全配慮義務違反により賠償責任が発生する場合、大学にも使用者としての賠償責任が発生します。被害者は、一般的には賠償資力のある大学に賠償を求められるものと思われそうですが、教職員個人に賠償を求めることも可能です。

このような場合、大学が加入する賠償責任保険が教職員にも適用できるか、確認する必要があります。

国大協保険の場合、一般的な賠償責任保険であるメニュー1 総合賠償責任保険は教職員に適用されませんが、メニュー1 追加被保険者特約に加入することにより適用を拡大することができます。

なお、個人が加入する傷害保険等に付帯している日常生活の賠償責任保険は、業務中の賠償責任は免責となっているのでご注意ください。

借用物に対する賠償責任

賠償責任保険の説明の最後に、友達から借りているパソコンを不注意で壊してしまった場合を考えてみましょう。

この場合、壊してしまう、つまり財物損壊が発生しており、不注意で壊してしまったわけですから法律上の賠償責任も発生しています。そうであれば、賠償責任保険の補償対象となり、修理代について保険金をもらうことができそうですが…。

残念ながら一般的な賠償責任保険では、借用物を壊してしまった場合の貸し主に対する賠償は免責となっています。例えば、大学が企業から計測機械を借りて実験を行っていて、取扱いを誤り壊してしまったような場合、一般的な賠償責任保険では補償されません。このような借用物に対する賠償責任を補償するためには、受託物を補償対象とする保険(特約)に加入する必要があります。

また、大学が加入する財産保険の補償対象(「保険の目的」)に借用物を加えて備えることもできます。国大協保険では、他人所有物を明記物件として申告することにより保険の目的に加えることができます。

なお、一般の賃貸借契約(オペレーティングリースを含む)の場合は、修繕義務は貸主が負担し、故意又は善管注意義務を怠った場合に賠償責任が発生することが一般的ですので、両方で保険を掛けるムダが無いよう確認する必要があります。

次回予告
クイズ

大学の授業に向かっていた学生が列車の事故に巻き込まれ
負傷しました。学研災で補償されるでしょうか。